



島根県報

平成21年10月6日（火）

号外 第 176 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

【公企規程】

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

2

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第76号）

1 規則の概要

シカ侵入防護柵設置事業補助金の交付決定に関し事務処理の迅速化を図るための専決権の下位委譲に伴う所要の改正（別表第5 関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第76号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第5 支庁及び農林振興センターの項第20号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「及びナラ枯れ被害等緊急対策事業」を「、ナラ枯れ被害等緊急対策事業及びシカ侵入防護柵設置事業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年10月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第10号

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

島根県企業局電気工作物保安規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

「

本局	企画員以上の職に
東部事務所	ある職員
西部事務所	

を

本局又は東部事務所	本局にあつては課長、調整監又はグループリーダー、東部事務所にあつては所長又は管理部長
本局（建設事業）	企画員以上の職にある職員

に改め、同条

」

の次に次の1 条を加える。

（保安責任者の配置）

第4条の2 電気工作物の工事、維持及び運用の保安管理に関し電気主任技術者を補佐するため、電気工作物を所管する事務所ごとに保安責任者を置く。

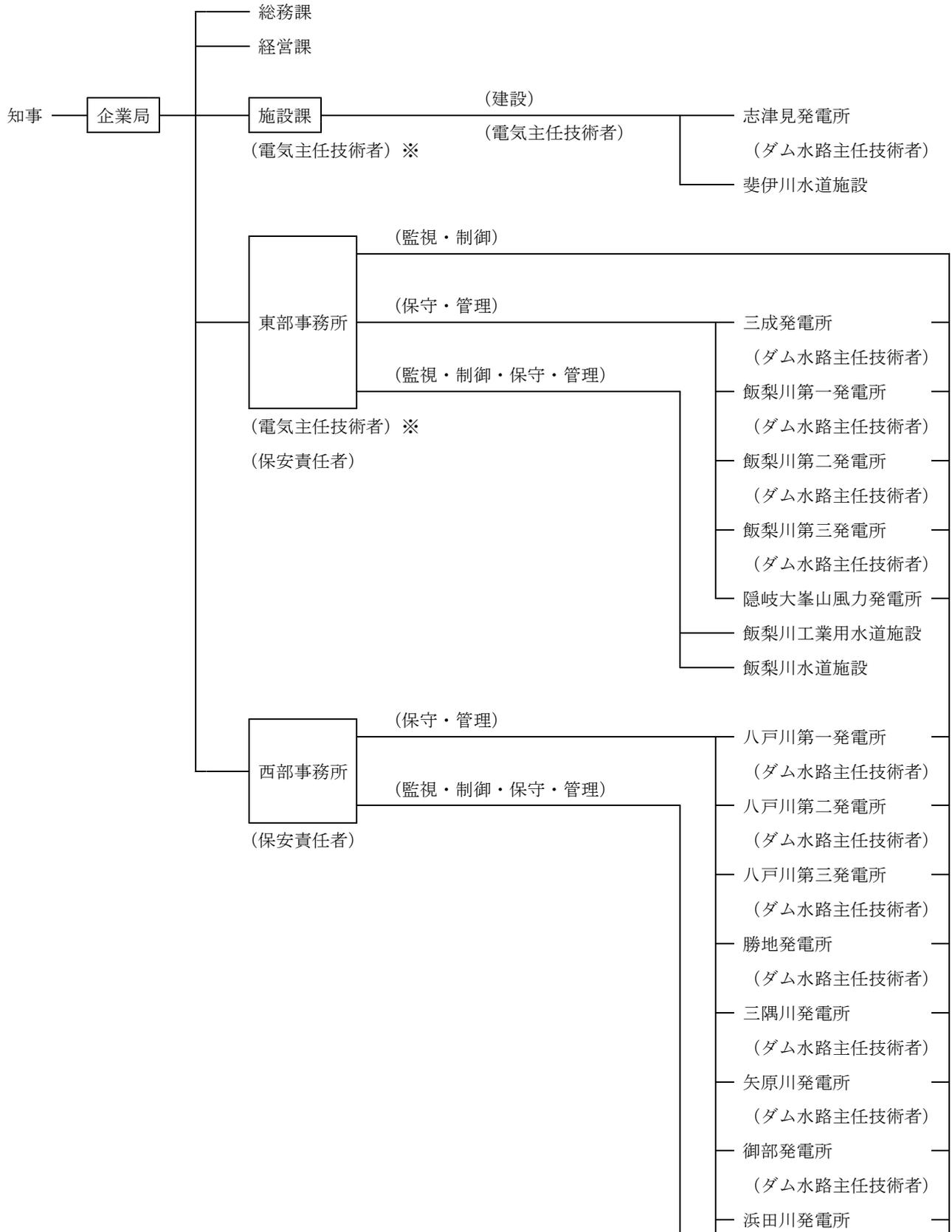
2 保安責任者は、事務所に所属するグループ課長以上の職にある職員で、電気主任技術者の免状の交付を受けている者の中から選任する。

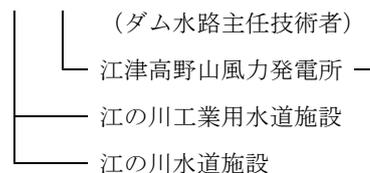
3 保安責任者は、担当業務の執行状況を随時電気主任技術者に報告し、指示を受けなければならない。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

保安管理組織





注 印は、保安関係組織を示す。

※ 電気主任技術者（統括）は、本局又は東部事務所に配置する。

別表第2の表中

「

東部事務所 西部事務所	発電所及び水道・工業用水道施設に係る電気施設の運転、保守及び建設に関すること。	を
----------------	---	---

」

「

東部事務所	発電所の運転、保守及び建設に関すること。 西部事務所ダム水路主任技術者への西部事務所所管発電所の運転状況の報告に関すること。 水道・工業用水道施設に係る電気施設の運転、保守及び建設に関すること。	に
西部事務所	発電所の保守及び建設に関すること。 東部事務所運転員への西部事務所所管発電所の運転指示に関すること。（ダム水路主任技術者） 水道・工業用水道施設に係る電気施設の運転、保守及び建設に関すること。	

」

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。